

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C所在のD診療所（以下「事業場」という。）に配属され、受付、カルテ作成等の医療事務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から職務の執行方法が違法であるなどと言いがかりをつけられ、追い詰められて精神障害を発病したという。

請求人は、同月〇日、E病院に受診し「適応障害（うつ状態）」と診断され、同月〇日、F心療内科に受診し「反応性うつ病」と診断され、さらに、同月〇日、G病院に受診し「心因反応、反応性うつ病、急性薬物中毒」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応及び適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす具体的出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア レセコン化による業務量の増加について

請求人は、平成〇年〇月以降、レセコン化に伴うトラブルやクレームへの対応が心理的負荷になった旨主張しているところ、同主張は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができる。

同出来事についてみると、上司であるHは、「導入当初は、請求人を含め、スタッフが使用しづらいことがあったり、領収書の発行に1時間ほど患者を待たせることがあった。」旨述べていることから、レセコン化に伴い、請求人を含む事務職員に、一定の業務上の負荷があったことは認められる。しかしながら、Hは、「（レセプトコンピュータは、）慣れれば誰でも利用できるシステムである。」旨述べており、同僚であるI及びJも、「レセコン化への対応については、それほど困難ではなかった。」旨述べていることから、レセコン化に伴う身体的及び心理的負荷は一時的なものであったとみるのが相当である。

したがって、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 私物のUSBメモリ使用をめぐる上司とのトラブルについて

請求人は、私物のUSBメモリを事業場のパソコンに挿入したこと（以下「USBの件」という。）について、Hから執拗に責められたことが心理的負荷になった旨主張しているところ、同出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的な負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当である。

同出来事についてみると、Hは、平成〇年〇月〇日及び翌〇日に、要旨、「悪意はなかったことは重々承知していますが、個人情報への漏えいや、ウイルス感染の危険性から、非常にまずい行為ですので、今後は絶対に使用しないようお願いいたします。反省文を書いてもらって、それで収束したいと思っています。こちらからの指導・教育が行き届いてないのは申し訳なく思っています。」とのメールを請求人に送信しているところ、請求人は、同年〇月〇日に、反省文をメールにて提出し、さらに、同月〇日には、弁償をしたい旨のメールをSNSツールにて返信している。これに対してHは、「お金は不要です。思いつめないでください。」との返事を出していることが認められ、

これら一連のメール及びSNSツール記録からは、USBの件について、Hが請求人に対し殊更強い指導等をしているとはいえ、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人らは、USBの件で、Hは請求人に反省文を提出させて事態を収束したにもかかわらず、再び責任を追及したことは業務指導の範囲を逸脱している旨主張するが、事態の重要性を勘案すると、メール等によるだけでなく、口頭においても指導が行われたことが妥当でないとはいえないものであり、同主張は採用できない。

ウ 同僚から嫌がらせを受けたことについて

請求人は、Jの計算したK（薬剤）の薬価計算が誤っていることから、薬剤師に確認の上、これを修正したところ、Iから、そのような行為は「薬事法違反」と指摘されたことが、心理的負荷になった旨主張している。同出来事は、その経緯からみて、認定基準別表1「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当である。

そこで、同トラブルについてみると、請求人とIとのやり取りを見ていたJは、確かに、Iが請求人に対して「薬事法違反です。」と言った旨述べており、こうしたやり取りがあったことは事実であると認められるも、Jは、「その時のIの口調は落ち着いたものであったし、請求人とIがその後も言い争ったといったことはない。」旨述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、客観的にみて、このやり取りをもってトラブルであったとはいえないものであり、仮に請求人にとっては心理的負荷になったとしても、その総合評価は「弱」と判断する。

エ 違法行為を強要されたことについて

請求人は、事業場がハチに刺された患者の診療を拒否することを数年にわたって強要したり、同僚が遅刻しても上司に報告しないように指示していた旨等を主張するが、一件記録を精査するも、事業場が請求人に対し、かかる指示をした事実を客観的に裏付ける資料は見当たらず、同主張は採用できない。

オ 退職強要を受けたこと等について

請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、Hは、USBの件など

を問題として、請求人を「懲戒免職する」旨発言したと主張するが、本件の一件記録を精査するも、Hが請求人に対して退職強要（ないし退職勧奨）したことを客観的に裏付ける資料は見受けられず、同主張は採用できない。

また、請求人らは、請求人が平成〇年〇月〇日付けでチーフ職を解任されたことは、認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、その心理的負荷の総合評価は「強」である旨主張するが、請求人がチーフ職から解かれた理由は、SNSツール記録等からみると、請求人の体調不良や自殺を仄めかす発言等を繰り返すようになった等の事情によるものと考えられ、同主張についても採用できない。

カ 時間外労働時間について

請求人らは、Hが請求人に対し、所定労働時間外にSNSツール等で業務命令をしている時間を時間外労働時間として算入すべき旨主張することから、同SNSツール記録の内容を精査するも、そのやり取りの大半は、請求人からHへの執拗な相談や一方的な報告であり、業務命令に基づき業務を遂行していたものとは認められないことから、同主張は採用できない。

(5) 以上から、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が3つであるから、全体評価は「弱」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、請求代理人は、審理のための処分を申し立てるが、当審査会としては、上記の判断をするに際して、事実把握に係る疑義はなく、これを要さないものと判断する。また、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。